

意見書案第 29 号

オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 3 年 12 月 22 日

大津市議会議長

桐 田 真 人 様

提 出 者 議会運営委員会
委員長 仲野 弘子

オンライン本会議の実現に必要なとなる地方自治法改正を求める意見書

大津市役所では新型コロナウイルス感染症の庁内クラスター発生によって、令和2年4月25日から5月6日までの間、本庁舎への立入りが制限され、災害等により本会議が開催できなくなる可能性を改めて認識した。議員が一同に参集し議論を尽くすことが、議会の基本であることは言うまでもないが、非常時の手段として、二元的代表制の一翼を担う議会の権能を発揮するためには、オンライン本会議を実施可能とすることが必要である。

そのため、令和2年6月にもオンライン本会議の実現に必要なとなる地方自治法改正を求める意見書を提出するとともに、全国市議会議長会へも要望書を提出する一方で、令和3年1月には実証実験としてオンライン模擬本会議を開催するなど、法改正後のオンライン本会議導入へ向けて、実務上の観点からの検証にも取り組んできたところである。

一方、令和3年3月12日の衆議院内閣委員会では、「地方自治体がそれぞれの事情に応じた判断の中でオンライン本会議の開催是非を決定できるように環境整備すべき」との中谷委員の質問に対して、熊田副大臣が「国会における出席という考え方にも留意しながら考えていく課題だと認識をしております」と答弁されるなど、国における問題認識は、法解釈上の問題から国会との比較に論点が流されているとの印象を受ける。

しかしながら、「国会で実現していないものは地方議会でも認められない」との潜在意識に基づく国会準拠論に法的根拠はなく、地方分権の潮流にも逆行するものでもある。また、いまだにオンライン本会議を実用化できないことに対し、基礎自治体として、市民への合理的な説明責任を果たすことができない。

については、本会議への参加、表決の意思表示をオンラインによっても可能とする地方自治法の速やかな改正を、改めて強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月22日

大津市議会議長 桐田 真人

内閣総理大臣
総務大臣

デジタル大臣

衆議院議長

参議院議長

あて